

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリホームセンター亘理店
亘理郡亘理町逢隈高屋字柴北110番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 市町村の意見の概要
周辺の生活環境の維持にあたり、設置や営業の面において近隣住民等との合意を図られるようお願いする。
- 4 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び亘理町役場
- 5 縦覧期間
平成29年11月22日から平成29年12月22日まで（ただし、閉庁日を除く。）